

改正法	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)
<p>について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。</p> <p>(寄附行為の備置き及び閲覧)</p> <p>第33条の2 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>(財産目録の作成及び備置き)</p> <p>第33条の3 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>(一般社団・財団法人法の規定の準用)</p> <p>第34条 一般社団・財団法人法第158条及び第164条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。</p> <p>第3節 管理</p> <p>第1款 役員及び理事会</p> <p>(学校法人と役員との関係)</p> <p>第35条の2 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。</p> <p>(理事会)</p> <p>第36条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p> <p>(役員職務等)</p> <p>第37条 (略) 2 (略) 3 監事の職務は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 理事の業務執行の状況を監査すること。 (4) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。 (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会</p>	<p>(新設)</p> <p>(財産目録の作成及び備置き)</p> <p>第33条の2 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第34条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第158条及び第164条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。</p> <p>第3節 管理</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(理事会)</p> <p>第36条 (略) 2～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(役員職務)</p> <p>第37条 (略) 2 (略) 3 監事の職務は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (新設) (3) 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。 (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p>	<p>(贈与又は遺贈に関する規定の準用)</p> <p>第158条 生前の処分¹で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。 2 遺言²で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。</p> <p>(財産の帰属時期)</p> <p>第164条 生前の処分¹で寄附行為をしたときは、寄附財産は、学校法人の成立の時から当該学校法人に帰属する。 2 遺言²で寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から学校法人に帰属したものとみなす。</p>

改正法	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)
<p>及び評議員会に報告すること。</p> <p>(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して<u>理事会及び評議員会の招集を請求すること。</u></p> <p>(7) <u>学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</u></p> <p>4 <u>前項第 6 号の請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</u></p> <p>(役員を選任)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。</p> <p>6~8 (略)</p> <p>(一般社団・財団法人法の規定の準用)</p> <p>第 40 条の 5 <u>一般社団・財団法人法第 80 条の規定は民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第 82 条、第 84 条、第 85 条及び第 92 条第 2 項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第 103 条及び第 106 条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第 82 条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第 85 条中「社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第 103 条第 1 項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して<u>評議員会の招集を請求すること。</u></p> <p>(6) <u>学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第 38 条 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（<u>当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。</u>）でない者が含まれるようにしなければならない。</p> <p>6~8 (略)</p> <p>(利益相反行為)</p> <p>第 40 条の 5 <u>学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。</u></p>	<p>(理事の職務を代行する者の権限)</p> <p>第 80 条 民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(表見代表理事)</p> <p>第 82 条 学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</p> <p>(競争及び利益相反取引の制限)</p> <p>第 84 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 理事が自己又は第三者のために<u>学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</u></p> <p>(2) 理事が自己又は第三者のために<u>学校法人と取引をしようとするとき。</u></p> <p>(3) 学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において<u>学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。</u></p> <p>2 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定は、前項の承認を受けた同項第 2 号の取引については、適用しない。</p> <p>(理事の報告義務)</p> <p>第 85 条 理事は、<u>学校法人に著しい損害を及</u></p>

改正法	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)
<p>第2款 評議員及び評議員会</p> <p>(評議員会)</p> <p>第41条 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 <u>第7項の規定にかかわらず、第44条の2第4項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第113条第1項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決する。</u></p> <p>10 <u>第7項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</u></p> <p>第42条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を<u>聴かなければ</u>ならない。</p> <p>(1) <u>第45条の2第1項の予算及び事業計画</u></p> <p>(2) <u>第45条の2第2項の事業に関する中期的な計画</u></p> <p>(3) <u>借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項</u> (削る)</p> <p>(4) <u>役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(評議員会)</p> <p>第41条 (略) 2～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第42条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を<u>聞かなければ</u>ならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項</u></p> <p>(2) <u>事業計画</u></p> <p>(新設)</p>	<p>ばすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を<u>監事</u>に報告しなければならない。</p> <p>(競業及び学校法人との取引等の制限)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 学校法人においては、第84条第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事による理事の行為の差止め)</p> <p>第103条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。</p> <p>(費用等の請求)</p> <p>第106条 監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。</p> <p>(1) 費用の前払の請求</p> <p>(2) 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求</p> <p>(3) 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供)の請求</p>

改正法	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)
<p>(5) 寄附行為の変更</p> <p>(6) 合併</p> <p>(7) 第 50 条第 1 項第 1 号 (評議員会の議決を要する場合を除く。) 及び第 3 号に掲げる事由による解散</p> <p>(8) 収益を目的とする事業に関する重要事項</p> <p>(9) その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>第 44 条 (略)</p> <p>第 3 款 役員の損害賠償責任</p> <p>(役員)の学校法人に対する損害賠償責任)</p> <p>第 44 条の 2 役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 <u>理事が第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項の規定に違反して同項第 1 号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。</u></p> <p>3 <u>第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。</u></p> <p>(1) <u>第 40 条の 5 において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項の理事</u></p> <p>(2) <u>学校法人が当該取引をすることを決定した理事</u></p> <p>(3) <u>当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事</u></p> <p>4 <u>一般社団・財団法人法第 112 条から第 116 条までの規定は、第 1 項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>	<p>(3) 寄附行為の変更</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 第 50 条第 1 項第 1 号 (評議員会の議決を要する場合を除く。) 及び第 3 号に掲げる事由による解散</p> <p>(6) 収益を目的とする事業に関する重要事項</p> <p>(7) その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの</p> <p>2 (略)</p> <p>第 44 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>学校法人に対する損害賠償責任の免除</u>)</p> <p>第 112 条 <u>私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。</u></p> <p>(<u>責任の一部免除</u>)</p> <p>第 113 条 <u>前条の規定にかかわらず、役員</u>の私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額 (第 115 条第 1 項において「最低責任限度額」という。) を控除して得た額を限度として、<u>評議員会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>賠償の責任を負う額</u></p> <p>(2) <u>当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の 1 年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員</u>の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</p> <p>イ 理事長 6</p> <p>ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 4</p> <p>(イ) <u>寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌</u></p>

改正法			現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)
第113条 第1項第2号	理事会の決議 によって一般 社団法人の業 務を執行する	寄附行為の定め るところにより 理事長を補佐し て学校法人の業 務を掌理する		<p>理する理事として選定されたもの</p> <p>(ロ) 当該学校法人の業務を執行した理事(イ)に掲げる理事を除く。)</p> <p>(ハ) 当該学校法人の職員</p> <p>ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、監事 2</p> <p>2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。</p> <p>(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額</p> <p>(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠</p> <p>(3) 責任を免除すべき理由及び免除額</p> <p>3 学校法人においては、理事は、私立学校法第44条の2第1項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を評議員会に提出するには、監事(監事が2人以上ある場合にあっては、各監事)の同意を得なければならない。</p> <p>4 第1項の決議があった場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(理事等による免除に関する定款の定め)</p> <p>第114条 第112条の規定にかかわらず、学校法人(理事が2人以上ある場合に限り)は、私立学校法第44条の2第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる旨を寄附行為で定めることができる。</p> <p>2 前条第3項の規定は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め(理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を評議員会に提出する場合及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出する場合について準用する。</p> <p>3 第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1箇月を下ることができない。</p> <p>4 総評議員(前項の責任を負う役員であるものを除く。)の議決権の10分の1(これを下回る割合を寄附行為で定めた場合にあっては、その割合)以上の評議員が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第1項の規定による寄附行為の定めに基づく免除をしてはならない。</p> <p>5 前条第四項の規定は、第1項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。</p> <p>(責任限定契約)</p> <p>第115条 第112条の規定にかかわらず、学校法人は、理事(業務執行理事、理事長、理</p>
第114条 第1項	理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議)	理事会の決議		
第114条 第2項	、同項 限る。)について の理事の同意を得る場合 及び当該責任の免除	及び同項 限る。)		
第114条 第3項	同意(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議)	理事会の決議		
	社員	評議員		
第114条 第4項	議決権を有する社員	評議員		
第115条 第1項	理事会の決議 によって一般 社団法人の業 務を執行する 限る。)、	寄附行為の定め るところにより 理事長を補佐し て学校法人の業 務を掌理する 限る。)又は		
第115条 第4項	第111条第1項	私立学校法第44条の2第1項		
第116条 第1項	第84条第1項 第2号	私立学校法第40条の5において準用する第84条第1項第2号		

改正法	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)
<p>(<u>役員</u>の第三者に対する損害賠償責任)</p> <p>第44条の3 <u>役員</u>がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 <u>次</u>の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>理事</u> 次に掲げる行為</p> <p>イ <u>第47条第1項</u>の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載</p>	<p>(新設)</p>	<p>事長以外の理事であつて寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの及び当該学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。次項及び第141条第3項において同じ。)又は当該学校法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条及び第301条第2項第12号において「非業務執行理事等」という。)の私立学校法第44条の2第1項の責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為で定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる旨を寄附行為で定めることができる。</p> <p>2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が当該学校法人の業務執行理事又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。</p> <p>3 第113条第3項の規定は、寄附行為を変更して第1項の規定による寄附行為の定め(同項に規定する理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を評議員会に提出する場合について準用する。</p> <p>4 第1項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事等が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。</p> <p>(1) 第113条第2項第1号及び第2号に掲げる事項</p> <p>(2) 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由</p> <p>(3) 私立学校法第44条の2第1項の損害のうち、当該非業務執行理事等が賠償する責任を負わないとされた額</p> <p>5 第113条第4項の規定は、非業務執行理事等が第1項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。</p> <p>(理事が自己のためにした取引に関する特別)</p> <p>第116条 <u>私立学校法第40条の5</u>において準用する第84条第1項第2号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の私立学校法第44条の2第1項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。</p> <p>2 前3条の規定は、前項の責任については、適用しない。</p>

改正法	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)
<p><u>ロ 虚偽の登記</u> <u>ハ 虚偽の公告</u> <u>(2) 監事 第37条第3項第4号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載</u></p> <p>(役員の連帯責任)</p> <p><u>第44条の4 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。</u></p> <p><u>第4款 寄附行為変更の認可等</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>第45条 (略)</u> 2 (略)</p> <p><u>第5款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等</u></p> <p>(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)</p> <p><u>第45条の2 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。</u> 2 <u>文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。</u> 3 <u>文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第1項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第109条第2項(同法第123条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。</u></p> <p>(財産目録等の備付け及び閲覧)</p> <p><u>第47条 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第3項において同じ。)を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>学校法人は、前項の書類、第37条第3項第4号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。)にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(寄附行為変更の認可等)</p> <p><u>第45条 (略)</u> 2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(財産目録等の備付け及び閲覧)</p> <p><u>第47条 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>学校法人は、前項の書類及び第37条第3項第3号の監査報告書(第66条第4号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p>	

改正法	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)
<p>(報酬等)</p> <p>第48条 <u>学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。</u></p> <p>2 <u>学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。</u></p> <p>(会計年度)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(清算人)</p> <p>第50条の4 <u>学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第62条第1項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>学校法人が第62条第1項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。</u></p> <p>(情報の公表)</p> <p>第63条の2 <u>文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第30条第1項若しくは第45条第1項の認可を受けたとき、又は同条第2項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容</u></p> <p>(2) <u>第37条第3項第4号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容</u></p> <p>(3) <u>第47条第1項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容</u></p> <p>(4) <u>第48条第1項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準</u></p> <p>(事務の区分)</p> <p>第65条の3 <u>第26条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第31条第1項(第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)及び第2項(第32条第2項、第50条第3項並びに第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)、第32条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第37条第3項(第5号に係る部分に限り、第64条第5項において準用する場合を含む。)、第40条の4(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第45条(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)及び第4項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の4</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(会計年度)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>第49条 <u>削除</u></p> <p>(清算人)</p> <p>第50条の4 <u>学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事務の区分)</p> <p>第65条の3 <u>第26条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第31条第1項(第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)及び第2項(第32条第2項、第50条第3項並びに第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)、第32条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第37条第3項(第1号から第3号まで、第5号及び第6号を除き、第64条第5項において準用する場合を含む。)、第40条の4(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第40条の5(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第45条(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条第2項(第64条第5項において準用する場合</u></p>	

改正法	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)
<p>第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の7(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の13第5項(第64条第5項において準用する場合を含む。)<u>及び第6項(第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>、第50条の14(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第52条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第60条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第2項(第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第3項(第60条第11項、第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第9項(第64条第5項において準用する場合を含む。)<u>及び第10項(第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>、第61条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第62条第1項から第3項まで(第64条第5項において準用する場合を含む。)<u>並びに第63条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。</p> <p>第66条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 第33条の2の規定による寄附行為の備付けを怠ったとき。</u></p> <p><u>(3) 第33条の2の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。</u></p> <p><u>(4) 第33条の3の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p><u>(5) 第45条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(6) 第47条第2項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p><u>(7) 第47条第2項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録の閲覧を拒んだとき。</u></p> <p><u>(8) 第50条の2第2項又は第50条の11第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。</u></p> <p><u>(9) 第50条の9第1項又は第50条の11第1項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</u></p> <p><u>(10) 第53条又は第54条第2項の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(11) 第61条第1項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。</u></p> <p><u>(12) 第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u></p>	<p>を含む。)<u>及び第4項(第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>、第50条の7(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の13第5項(第64条第5項において準用する場合を含む。)<u>及び第6項(第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>、第50条の14(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第52条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第60条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第2項(第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第3項(第60条第11項、第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第9項(第64条第5項において準用する場合を含む。)<u>及び第10項(第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>、第61条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第62条第1項から第3項まで(第64条第5項において準用する場合を含む。)<u>並びに第63条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。</p> <p>第66条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2) 第33条の2の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p><u>(3) 第45条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(4) 第47条第2項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(5) 第50条の2第2項又は第50条の11第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。</u></p> <p><u>(6) 第50条の9第1項又は第50条の11第1項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</u></p> <p><u>(7) 第53条又は第54条第2項の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(8) 第61条第1項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。</u></p> <p><u>(9) 第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u></p>	